

鹿児島県
宿泊施設感染防止対策支援事業
【大規模支援事業】

申請要領

令和2年8月

鹿児島県 観光課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1

コールセンター：099-213-9192

受付時間：午前9:00~17:00（土日祝除く）

ホームページ：

<http://www.pref.kagoshima.jp/af08/r2-kansenboushi-taisaku-hozyokin.html>

目次

I	感染防止対策支援事業の概要（宿泊施設向け）【大規模支援事業】	
	（1）概要	P 1～3
	（2）Q & A	P 4～5
II	申請における注意事項	P 6
III	主な申請書類及び記入方法	
	1 申請書送付状（宿泊施設大規模支援事業）	P 7
	2 <u>宿泊施設（大規模支援事業）感染防止支援事業費補助金交付申請書</u>	P 8～9
	3 添付書類例（レシート・領収証）	P 10
	4 <u>宿泊施設（大規模支援事業）感染防止支援事業費補助金実績報告書</u>	P 11
	5 <u>宿泊施設（大規模支援事業）感染防止支援事業費補助金交付請求書</u>	P 12
IV	添付書類の例	
	1 営業許可証（宿泊施設）	P 13～16

感染防止対策支援事業費補助金（宿泊施設向け）

～大規模支援事業～

補助率
4 / 5

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、県内の宿泊事業者を対象に、安心安全確保のための取組や新型コロナウイルス収束後の事業回復を見据えた取組に対して支援を行うことを目的とする。

2 補助金対象者

補助金の交付目的となる宿泊施設を経営するものであって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設及び住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出書を提出して行う同法第 2 条第 3 項の営業に係る施設であること。
- ② 鹿児島県内で経営する宿泊施設であること。
- ③ 法人又は個人が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、2 つ以上の施設を営業している場合のみ、1 施設毎に申請を行わなければならない。
- ④ 代表者、役員又は従業員が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

3 補助率・補助上限額

補助率：4 / 5 以内

補助額：1 施設あたり下限 100 万円～上限 500 万円（事業費：下限 125 万円～）

4 補助対象経費

次表に掲げる施設等改修費（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までの間に改修等を実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの

※ 物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

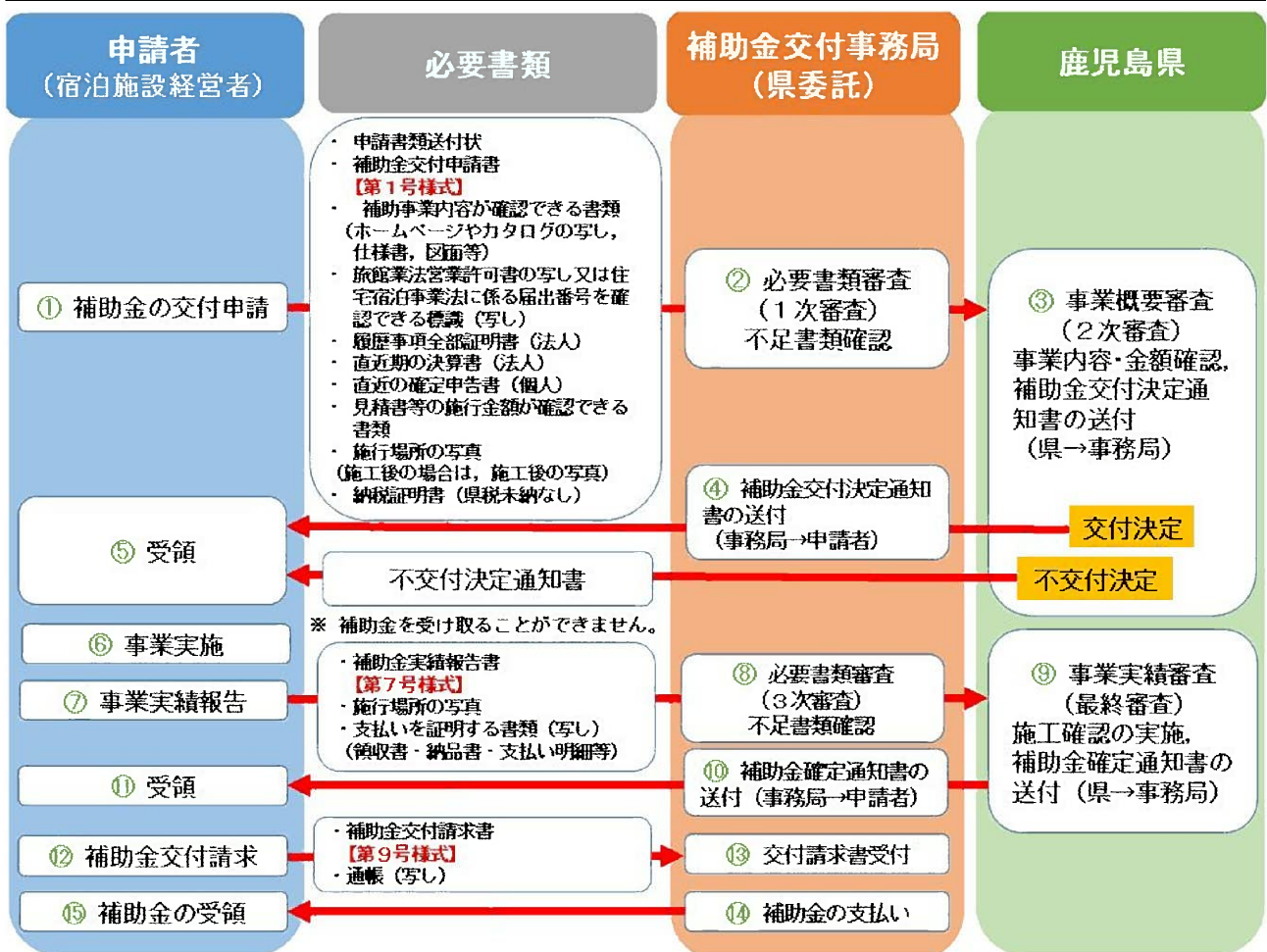
分野	コード	対象品目
① 施設費用	101	スペース確保のため、厨房・食堂改修（設備費用は除く）
	102	スペース確保のためのロビーエリア、大広間、廊下の改修
	103	密集回避のための浴室設備改修（家族風呂、部屋付き露天風呂、シャワー室、ボイラー改修）
	104	ウイルス抗菌の壁紙・再塗装
	105	手動ドアから自動ドアへの改修
	106	握り玉式ドアノブからレバー式ドアノブへの改修
② 設備費用	201	窓枠改修
	202	非接触チェックイン（自動チェックイン機も含む）の導入費用
	203	換気設備の導入・改修（同等品への交換は除く）
	204	センサー付き水道蛇口への改修
	205	人感センサー付き照明器具への改修
	206	自動精算機の導入費用
	207	除菌機能のある食洗機（80℃の熱水で10分以上洗浄可能な機能が付帯すること）
	208	客室等のドアや手すり等の抗菌化
③ システム費用	209	空調設備（換気機能を持ち、温度・湿度の調整を行う設備）の導入※ただし対象室内の必要換気量（一人当たり30m ³ /h）を満たす設備が対象
	301	生体認証等キーレスシステムの導入
	302	スマートキーシステムの導入（カードキーは除く）
	303	モバイルによるプリチェックインシステムの導入
④ その他	304	電子宿泊台帳システムの導入・改修費用
	401	新型コロナウイルス感染症に対する効果を裏付けられるものであること。

5 申請期間

【申請書】令和2年8月24日（月）から令和3年1月15日（金）まで（消印有効）

【実績報告書】令和2年8月24日（月）から令和3年3月1日（月）まで（消印有効）

6 申請の手続きフロー図



※ 申請書提出後、該当の可否判断となりますが、問い合わせは県観光課へご連絡ください。

7 申請書等の入手方法

- (1) 鹿児島県庁のホームページ(ホーム > 事業者の方々 > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者向け情報 > **宿泊施設の感染防止対策支援**)
- (2) 鹿児島県庁観光課及び各地域振興局・支庁総務企画課、各離島事務所総務課(係)

8 申請方法

(1) 郵送

(新型コロナウイルスの感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。)

※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。(郵送途中の紛失については、当方は一切責任を負いかねます。)

※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。

<宛先>

〒892-0835 鹿児島市城南町 45-1

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

宿泊施設感染防止対策支援事業（大規模支援）に係るQ & A

(1) 補助金対象者について		
1	県外に本社があり，施設は県内だが補助対象の施設となるか。	対象施設が県内にあることを条件としておりますので，補助対象の施設となります。
2	大企業でも補助対象の施設となるか。	補助対象の施設となります。
3	2つ以上の施設を営業しているが，それぞれ補助対象の施設となるか。	それぞれの施設で旅館業法の許可書を取得していれば，それぞれ補助対象の施設となります。1施設毎の申請になります。
4	赤字企業は申請できないのか	赤字を理由に申請不可とはなりません。ただし，債務超過などに陥っている事業の継続性に疑義が生じる場合は，交付ができない場合があります。
5	ホテル内で営業しているテナント（飲食店）は宿泊業の補助対象の施設の一部となるのか。	宿泊業の補助対象の施設の一部となりません。飲食業補助の対象施設となります。
6	ホテルの施設内でホテルの事業者が経営している飲食店は，宿泊業の補助対象の施設の一部となるのか。	同一事業者であれば，宿泊業の補助対象の施設の一部となります。（飲食業補助の対象外。重複申請不可。）
7	現在建設中のホテルは補助対象の施設にはならないのか。	条件付きで補助対象の施設となります。 ①改修の着工が4月1日以降であること。 ②令和3年1月15日までに旅館業法の許可を取り申請をすること ③令和3年2月28日までに工事・改修・支払いを終わらせ実績報告を行うこと。 ④令和2年度内にホテルを開業すること。 以上の4点を条件に補助対象の施設とします。
(2) 補助金交付対象について		
1	大規模支援の対象は，施設毎か事業者毎か	それぞれの施設が対象となります。
2	コロナ対策として食堂を個室風に改修する費用は補助対象となるか	ガイドラインにある「横並び座席」など，新型コロナウイルス対策に効果が見込まれる場合は対策は対象となります。ただ，老朽化設備の改修と思われる場合は対象外となります。詳細は，申請時の図面等で確認します。
3	送料などの手数料は，補助対象経費となるのか。	送料，振込手数料，代引手数料は補助対象経費となります。
4	オークションサイト，フリーマーケットサイトで補助対象リストの物品を購入した分は，補助対象経費となるのか。	補助対象経費にはなりません。

5	個人間で補助対象リストの物品を売買した場合の購入費は、補助対象経費となるのか。	補助対象経費にはなりません。
(3) 交付について		
1	申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。	交付請求の関係資料一式を受理後、1ヶ月以内を目処に対応します。
2	申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。	交付できません。申請者と補助金交付先の口座名義は同じでなければなりません。
3	交付について、事前に支払いを受けることのできる概算払いの制度はあるか。	概算払いは行いません。事後の精算払いのみです。
(4) 申請手続きについて		
1	対象の改修・工事期間と申請期間はどうか。	改修・工事期間は令和2年4月1日から令和3年2月28日、申請期間は令和2年8月24日から令和3年1月15日まで受付をします。
2	どこに申請すれば良いか	鹿児島県感染防止対策支援事業費補助金事務局へお願いします。
3	申請する事業費は税抜き費用で申請すれば良いか。	消費税及び地方消費税を除いた費用で申請下さい。
4	国の補助（持続化補助金）・市町村で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できます。併用する補助金を交付している国・市町村に併用可能か確認した後、事業費（補助額）の全額から補助を差し引いたときの残額か、本事業の補助額上限のどちらか低い額が補助額となります。
5	対象期間内に工事が終わらない場合は申請の対象外か。	対象となりません。工区を分けるなどの手段で、補助対象となる工事期間の短縮をお願いします。
6	2種類の補助事業を実施し、事業費が併せて125万円を超えれば補助対象となるか。	補助対象となります。

～申請における注意事項～

宿泊施設向け補助金（大規模支援事業）

- ・ 申請日は令和2年8月24日から令和3年1月15日までの期間内であるか。
- ・ 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が添付してあるか。
- ・ 許可書の「取得者住所・氏名」「施設の名称」は申請書の内容と一致するか。
- ・ 1施設毎に申請を行っているか。
- ・ 誓約事項にチェックがあるか。
- ・ 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- ・ 交付申請額は算定方法に基づき、1,000円未満切り捨てになっているか。
- ・ 領収書又はレシート（写し）が添付されているか、金額は申請書の内容と一致しているか。
- ・ 品目は補助対象経費として7ページに掲げるものに該当するか。
- ・ 施行場所については、申請時は施工前の写真、実績報告時は施工後の写真が添付されているか。
- ・ 履歴事項全部証明書の記載内容と申請者の内容と一致しているか。
- ・ 確定申告書類もしくは決算書の控えは申請者の内容と一致しているか。
- ・ 実施した日付は令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間内であるか。
- ・ 領収書の宛名が記載されている場合、宿泊施設事業者又は宿泊施設名と一致するか。
- ・ 対象の範囲外の内容が含まれていないか。
- ・ 口座の名義は申請者と一致するか。
- ・ 口座名義のフリガナが付されているか。

申請者と営業許可書取得者が異なっている場合、追加資料を求める場合があります。

記入例（宿泊施設事業者用）

【大規模支援事業】

受付番号

※記入不要です

申請書類送付状（宿泊施設大規模支援事業） （申請者による書類チェックシート）※申請書提出時のみ添付。

書類が添付されているか記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、にチェックを入れて、申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- 1 鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 補助事業内容が確認できる書類（ホームページやカタログの写し、仕様書、図面等）
- 3 旅館業法の許可書の写し、又は住宅宿泊事業法の標識の写し
- 4 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- 5 直近の決算書（法人）、又は確定申告書（個人）
- 6 施工金額が確認できる書類（見積書等）
- 7 施行場所の写真
- 8 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

【申請内容】

- 1 申請日は令和2年8月24日から令和3年1月15日の期間内であるか。
- 2 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が添付してあるか。
- 3 許可書の「取得者住所・氏名」「施設の名称」は申請書の内容と一致するか。
- 4 1施設毎に申請を行っているか。
- 5 誓約事項にチェックがあるか。
- 6 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- 7 交付申請額は算定方法に基づき、1,000円未満切り捨てになっているか。
- 8 補助事業内容が確認できる書類や施工金額が確認できる書類が申請書の内容と一致しているか。
- 9 項目は補助対象経費として7ページに掲げるものに該当するか。
- 10 施行場所については、申請時は施工前の写真、施工後の場合は施工後の写真が添付されているか。
- 11 履歴事項全部証明書の記載内容と申請者の内容と一致しているか。
- 12 確定申告書類もしくは決算書の控えは申請者の内容と一致しているか。
- 13 対象の範囲外の内容が含まれていないか。

私は、申請書類一式がすべて揃っていること、記載内容に誤りがないことを確認しました。

〔申請者〕

住所 〒 ○○○-○○○○
鹿児島県○○市○丁目○-○○

名称及び代表者 株式会社○○○○
職・氏名（個人の場合）は氏名 ○○○○○○

担当者 ○○○○○

電話番号 099-○○○-○○○○

記入例（宿泊施設事業者用）
【大規模支援事業】

令和2年〇月〇日

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 殿

住 所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇
 申請者 名 称 株式会社〇〇〇〇
 代表者名 〇〇〇〇〇〇
 施 設 名 〇〇〇ホテル

印

※1施設ごとに申請を行うため、営業許可書と同一の施設名を記入すること。

**※法人の場合は会社の代表者印、個人の場合は個人印を押印する。
 ※営業許可証を受けている者と申請者は同一とする。
 （実態が異なっている場合、追加資料が必要となります。）**

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）の交付に当たりますよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び同規則第4条（大規模支援事業）補助金交付要綱第8条の規定により、下記誓約事項のとおり誓約します。

記

1 関係書類

- (1) 補助事業内容が確認できる書類（ホームページやカタログの写し、仕様書、図面等）
- (2) 旅館業法の許可書の写し、又は住宅宿泊事業法の標識の写し
- (3) 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- (4) 直近の決算書（法人）、又は確定申告書（個人）
- (5) 施工金額が確認できる書類（見積書等）
- (6) 施行場所の写真
- (7) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

2 事業計画（収支予算）

(1) 支出の部（事業経費）

見積書等番号→ ナンバリングした見積書等に記入したナンバーを記入。
 項 目→ 補助対象経費のコードを記入（例：設備費用の窓枠改修場合→201）
 支 出 先→ 見積書等に記載のある購入先を記入。

見積書等番号	項目	支出先	補助対象経費 税抜金額（円）
①	202	〇〇株式会社	3,500,000
②	103	株式会社〇〇	2,560,000
合 計			A 6,060,000

※事業実施の際は、営業許可を受けた保健所へ相談を行ってください。

※（1）支出の部の合計と（2）収入の部の合計は必ず一致させる。

（次のページへ続く）

(2) (補助対象経費に対する) 収入の部

項目	金額(円)
県補助金 3 交付申請額と一致	3,848,000
国・市町村等補助金(<u>〇〇市感染拡大防止対策支援補助金</u>)	B 1,000,000
自己資金	1,212,000
その他()	
合計	6,060,000

※1,000円未満は切り捨てる。

3 補助金の申請額

交付申請額 (1,000円未満切り捨て)	3,848,000 円 (※)
----------------------	-----------------

(※) { (A 6,060,000 円 × 4/5) - B 1,000,000 円 }
 = 3,848,000 円 と補助上限額 (大規模: 500万円) を比較して低い額

【 事務局記載欄 】 *

※記入しないでください。	交付決定額	*	円	担当者印
--------------	-------	---	---	------

<誓約書> 以下のとおり誓約します。 **※漏れなくチェック☑してください。**

※チェック欄 (誓約の場合、□にチェックを入れてください。)

- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
- 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。
- 過去に当該補助金の交付を受けたことがありません。
- 申請する宿泊施設を運営する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年条例第22号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請する宿泊施設の経営に事実上参画していません。

4 連絡先

担当者 連絡先	所属部署	株式会社〇〇〇〇	担当者職・氏名	〇〇〇 〇〇〇〇〇
	電話番号	099-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	099-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

※連絡がとれる正確な情報を記入する。

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【大規模支援事業】

※ 施工金額が確認できる書類（見積書等）への記載例

※交付申請書 2(1)支出の部（事業経費）の「見積書等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

①

御見積書

見積り作成日
2020年07月06日

株式会社〇〇〇〇 御中

※必ず印鑑があるものを提出すること。

〇〇株式会社

印

税込御見積金額	3,850,000	税率10%	消費税額等	350,000
御見積内訳				
項目	期間	数量	単価	金額
非接触チェックインの導入	1	3,500,000	1	3,500,000
			小計	3,500,000
			消費税	350,000
			合計	3,850,000

3,500,000

202

※補助対象経費となる項目の合計額を記入する。項目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1（小数点以下切り上げ）の金額を記入する。

記入例（宿泊施設事業者用）
【大規模支援事業】

令和〇年〇月〇日

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 殿

住 所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇
 申請者 名 称 株式会社〇〇〇〇
 代表者名 〇〇〇〇〇〇
 施 設 名 〇〇〇ホテル

印

※交付決定通知書の右上に記載のある日付、番号を記入する。

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金実績報告書

令和2年 9 月 20 日付け第 15 号

の交付決定通知に基づき鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業（大規模支援事業）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金交付要綱第13条の指定により関係書類を添えてその実績を報告します。

※決定通知書に記載のある決定金額を記入する。

- 記
- | | | |
|---------------|---------------|---------------------|
| 1 補助金交付決定金額 | 金 3,848,000 円 | |
| 2 補助対象経費 | 金 6,060,000 円 | (① ※一致させる。) |
| 3 補助精算額 | 金 3,848,000 円 | (③ 補助精算額と一致) |
| 4 補助事業完了日 | 令和 3年 2月 15 日 | |
| 5 事業実績（収支決算書） | | ※改修終了日を記入する。 |

(1) 支出の部（事業経費）

見積書等番号	項目	支出先	補助対象経費 税抜金額（円）
①	202	〇〇株式会社	3,500,000
②	103	株式会社〇〇	2,560,000
		合 計①	6,060,000
		② (=①の4/5)	4,848,000
		補助精算額③	3,848,000

※②-④と補助上限額（500万円）を比較し、低い額を③へ記入すること。

(2)（補助対象経費に対する）収入の部

項 目	金 額（円）
県補助金 ③ 補助精算額と一致	3,848,000
国・市町村等補助金（ 〇〇市感染拡大防止対策支援補助金 ） ④	1,000,000
自己資金	1,212,000
その他（ ）	
合 計	6,060,000

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 殿

住 所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇

申請者 名 称 株式会社〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇〇

施 設 名 〇〇〇ホテル

印

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（

※法人の場合は会社の代表者印，個人の場合は個人印を押印する。

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（大規模支援事業）補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額

交付請求額	3, 848, 000 円
-------	---------------

2 振込先

振込先 口座	金融機関名	〇〇〇	1. 銀行 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁連 4. 信連 7. 信漁連	〇〇	本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番			
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金						
	口座番号	1	1	1	1	1	1	1
	フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシヤダイヒョウトリシマリヤク〇〇〇〇〇						
	口座名義	〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇〇						

※振込口座は，法人又は個人口座のみ。
 ※口座名義及びフリガナは，通帳見開き1ページ目に記載のとおり記入する。

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【営業許可書】

許 可 書

指令

住所

氏名

平成18年8月24日付けで申請のあつた旅館業営業については、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

平成18年9月12日

名瀬保健所長

印

営業施設

- 1 の所在地
- 2 名 称
- 3 構 造
- 4 営業の種類
- 5 条 件

（教示）

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

※営業許可証の内容が
変更している場合、追
加で必要となる書類

添付書類例（宿泊施設事業者用）
【営業許可書の追加書類】



第9号様式（第4条関係）

旅館業営業許可申請書記載事項変更届

鹿児島県知事 殿

営業者氏名

次のとおり申請書の記載事項を変更したので、旅館業法施行細則第4条の規定により届け出ます。

1 営業者（法人にあつては、括弧内の事項について記入すること。）	
（法人の名称）	
（事務所所在地）	
住 所	
氏 名	
（代表者の氏名）	
2 営業施設	
所 在 地	
名 称	
3 許可年月日及び 許可番号	
4 変更前	
5 変更後	
備 考	

※必ず鹿児島県
又は市町村の押
印があるものを
提出する。

（注）1 変更事項を証する関係図面等を添付すること。
2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【営業許可書の代わりとなる書類】

※営業許可証を紛失していた場合、保健所が許可証の代わりとして証明する書類。

証 明 願

平成22年 5 月 24 日

鹿児島市保健所長 殿

願人の住所

氏 名

次の事項について証明願います。

1. 営業者の住所
2. 営業者の氏名
3. 営業の種類
4. 営業所の所在地
5. 営業施設の名称
6. 許可年月日
7. 許可番号

印

上記のとおり旅館業法第3条第1項の規定により営業を許可されていることを証明する。

平成22年 5 月 24 日

鹿児島市保健所長

印

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【届出の標識】

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号

Number

届出年月日

Date of Notification

鹿児島県知事

印